



平成19年7月11日

半澤 一宣 様

中部運輸局鉄道部監理課長

平素より鉄道行政にご理解いただき、ありがとうございます。

半澤様への回答が遅れましたこととお詫び申し上げます。

さて、平成19年5月7日付けで問い合わせのありました件につきまして、名古屋鉄道（株）から、本件事象の再発防止策として、放送施設を活用した啓発活動に取り組むとともに、ホーム上等で喫煙者を発見した場合は、禁煙に協力願うよう注意を促す等、積極的な対応に取り組むとの報告がありましたのでお知らせします。

なお、当局としましても、くり返しになりますが、本件事象が再発しないよう引き続き指導してまいりますのでご理解をお願いします。

おって、お問い合わせいただいている「2. 神宮前1号踏切の保安対策に係る件」について、担当課から別紙のとおり回答がありましたので報告させていただきます。

別 紙

2. 神宮前1号踏切の保安対策に係る件について

お問い合わせいただいている上記について、名古屋鉄道(株)に状況確認した結果を回答します。

ご指摘のように乗務員の注意力については限界があること、乗務員が突発的な事態に陥った場合に対処できないこと等不測の事態には対処できない保安設備でしたが、その対策として、神宮前1号踏切の遮断機が下がっていない場合には信号に関係なく、踏切までに列車を自動的に停止させることが出来るATS装置を整備することとし、本年5月末に取付けを完了しました。

なお、名古屋鉄道及びJR東海は、通行量の多い歩行者及び自転車等は立体交差とし、通行量の少ない自動車については迂回をしていただく方針で当該踏切の廃止に向け、関係自治体と協議をしています。

ご指摘の列車の進行方向を示す矢印等の踏切保安装置の一部が設置されていないことについて、回答します。

現状、名鉄「神宮前1号」踏切とJR東海「御田」踏切は非常に近接しており、踏切間に自動車の待避場所が無い(歩行者等は数名可能)ことから、片方の踏切が遮断し、もう一方が開放状態の場合、歩行者等を待避場所まで進入させていますが、自動車は進入させておりません。このような特殊な取扱いを行っている踏切道であることから、矢印等の保安装置を設置した場合(両踏切道で合計6本必要)、踏切通行者の誤認を招く恐れがあり、安全上問題があります。

これらのことから、矢印等の保安装置ではなく、踏切警手により安全確保をしております。

当局としても、保安装置の設置より立体交差化による安全確保を要請して参りたいと考えております。

なお、保安装置の設置基準につきましては、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第62条に規定されておりますが、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」第3条の規定により適用除外を受けております。



東京都立区



羊澤 - 宣城



国土交通省

MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE AND TRANSPORT, CHUHO

地域と未来に貢献する運輸局

中部運輸局

鉄道部

